

表 社会的距離確保の段階別主要防疫措置

区分	既存の第2段階措置	調整方案		第1段階
		首都圏 (ソウル・京畿道・仁川)	地方都市	
集合・集会・行事	室内50人以上、室外100人以上禁止	室内50人以上、室外100人以上自粛勧告、開催時においても一部大規模行事(100人以上)は4平方メートル当たり1人と人員制限	許容、一部大規模行事(100人以上)は4平方メートル当たり1人と人員制限	許容(防疫守則順守を勧告)
スポーツ行事	無観客競技	観客の制限(最大30%)		観客の制限(最大50%)
国・公立施設	室内施設の運営中断	運営可能、人員制限(最大50%)		運営可能、必要に応じて一部中断・制限
高危険施設	11種施設集合禁止(流通物流センターを除く)	訪問販売など直接販売広報館の集合禁止 11種施設の防疫守則義務化(遊興施設5種は利用人員制限などあり)		12種施設の防疫守則義務化
その他多重利用施設	その他危険度の高い施設の防疫守則義務化	飲食店、カフェなど危険度の高い施設16種は防疫守則義務化	生活の中の距離確保の勧告	生活の中の距離確保の勧告
教会	(首都圏)原則非対面礼拝、集合・食事禁止 (非首都圏)地域の状況に基づき自治体別施行	対面礼拝を可能とするが、人員制限(座席数の30%以内)および集合・食事禁止	地域の状況に基づき、自治体別施行	生活の中の距離確保の勧告
社会福祉施設および保育園	休館・休園勧告	運営可能		運営可能
機関および企業	公共機関	フレックスタイム制、在宅勤務などを通じた勤務人員の制限(全体の2分の1)	フレックスタイム制、在宅勤務などで勤務密集度の最小化(全体の3分の1)	フレックスタイム制、在宅勤務などで勤務密集度の最小化(全体の3分の1)
	民間企業	フレックスタイム制、在宅勤務などを通じた勤務人員の制限勧告	フレックスタイム制、在宅勤務などの活性化勧告	フレックスタイム制、在宅勤務などの活性化勧告

(出所) 中央災難安全対策本部